

令和元年5月31日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02125

研究課題名(和文) 日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の扱いに関する研究

研究課題名(英文) Comparative analysis of the right to know one's origins in the debate on the baby hatch and related problems in Japan and Germany

研究代表者

Tobias Bauer (Tobias, Bauer)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(文)・准教授

研究者番号：30398185

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究プロジェクトでは、ドイツにおける匿名による子どもの委託に関する議論においては、「出自を知る権利」が慎重派の最も有力な論拠となっていることを確認できた。さらに、匿名による子どもの委託の諸制度によって、子どもの「出自を知る権利」が侵害されるという批判を背景に、ドイツでは現行の「内密出産制度」の導入に至ったという経緯も明らかにできた。また、ドイツと異なり、いまだに「出自を知る権利」の具体的な法的位置づけに関する議論が決着に至っていない日本において、「内密出産制度」の導入の可能性やドイツの当制度から何が参考になりうるかを検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、日本で行われている「内密出産制度」の導入に関する議論に、そのモデルとされているドイツの「内密出産」の法制化の経緯と課題について正確な情報を提供できたことは本研究プロジェクトの最大の学術的および社会的な意義である。さらに、その議論における「出自を知る権利」の役割、および、日独両国では、その権利の具体的な位置づけが異なっていることを明確にできたことも、本研究プロジェクトの重要な学術的・社会的意義である。

研究成果の概要(英文)：This research project succeeded in clarifying the role of the "right to know one's origins," as one of the most powerful critical arguments put forward against the various forms of anonymous relinquishment of infants, such as baby hatches. This project further enquired into the process of introducing the new system of "confidential birth" in Germany as a result of the critique of anonymously relinquishing infants centered around the violation of the infant's "right to know his/her origins." Finally, the possibilities of introducing a form of "confidential birth" in Japan based on the German system were discussed, especially in respect to the different legal status of the "right to know one's origins" in Japanese law.

研究分野：生命倫理学

キーワード：赤ちゃんポスト 匿名出産 内密出産 出自を知る権利 日本 ドイツ

1. 研究開始当初の背景

2007年に、熊本のカトリック系病院である慈恵病院に日本初で、唯一の「赤ちゃんポスト」が設置・運用されて以来、日本においても「赤ちゃんポスト」についての激しい議論が繰り広げられている。このことはマスメディアに取り上げられ、世間の注目を集め、賛否両論の意見がぶつかり合い、現時点に至ってもその論争は決着がついていない状況である。

日本のメディアは「赤ちゃんポスト」の取り組みについて先行しているドイツの現状を度々紹介しており、現に熊本の慈恵病院の「このとりのゆりかご」と称される制度も、ドイツの「赤ちゃんポスト」制度を模したものである。日本におけるこの「赤ちゃんポスト」問題は、倫理的、法的、社会的等の様々な方面から議論されており、その比較対象として、ドイツの現状も法学および社会福祉学の視点からすでに考察されている。

しかし、ドイツでは2000年に初の赤ちゃんポストが運用されて以来、現在ドイツ全土に90余ヶ所の「赤ちゃんポスト」が設置され、さらに「匿名出産制度」や、「匿名での引き渡し」という形での匿名による子どもの委託を可能とする制度も導入されており、全国規模での政治や学問、社会における議論は日本より大きく先行している。特に、「赤ちゃんポスト」の持つ倫理的・法的問題を指摘し、厳しく批判して、「赤ちゃんポスト」の廃止を要求したドイツ倫理審議会による見解が2009年に公開されて以降、ドイツでは当該問題をめぐる激論が再燃し、重要なデータや見解、研究成果が関連する諸分野（法学、社会学、心理学、福祉学、犯罪学等）から提供されるようになったために、初めて当該問題に対して根拠のある倫理的・法学的な評価が可能となる時期を迎えた。

その議論の中では、特に子どもの「自己の出自を知る権利」が中心的な論拠となっており、法学と倫理学における議論においても重要な位置を占めているという状況は、現在でも変わっていない。ドイツ連邦政府もこうした状況を受け止めて、匿名による子どもの委託を可能とする諸制度がはらんでいる問題（とりわけ出自を知る権利の侵害）を解決しようと動き出し、2014年に従来の赤ちゃんポスト等の代替事業として（出自を知る権利を保護する）「内密出産制度」を導入した。しかしながら、ドイツにおけるこうした議論の展開は、日本においてまだ十分に把握されていないため、当然ながら分析もなされておらず、日本における議論に寄与する形で整理されるまでに至っていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は具体的には次の3つである。

- (1) 近年のドイツにおける「赤ちゃんポスト」に関する議論と研究において、とりわけ2014年の「内密出産制度」導入を巡る倫理的・法的議論における主たる立場や論拠とは何か。
- (2) その中で子どもの「自己の出自を知る権利」の役割と扱い方はどうなっているのか。
- (3) 日独間に存在する法制度や倫理的伝統などの相違と特徴を顧慮した上で、日本のコンテキストにも適用でき、役立てられるものは何か。

3. 研究の方法

(1) 平成28年度

主に、近年のドイツにおける「赤ちゃんポスト」に関する議論および研究成果の整理と分析を行った。本プロジェクトのメンバー全員が随時連携を取り合いながら共同研究を行い、2回の打ち合わせ会・研究会を行った（平成28年7月 於：大阪大学、平成29年3月 於：熊本大学）。「出自を知る権利」に特に注目しながら、2014年の「内密出産制度」の導入前後に発表された数多くの研究論文や見解、鑑定書などを精確に把握し、分野ごとに整理し、各分野において重要と思われるものについての分析を行った。具体的には、

資料調査および資料収集 — 本プロジェクトのメンバー全員が本プロジェクトの主眼である「出自を知る権利」の観点を中心に各分野において文献調査を行った。

重要なテキスト（ドイツ）の分析 — 各分野において重要と思われるテキストを抽出し、その分析を行い、各分野にみられる主な立場や論拠を整理した。特に、匿名の精子提供により生まれた人が病院等に提供者の情報の開示を求めることができるという、2013年2月にHamm高等裁判所が下した判決も分析した。とりわけ、この「出自を知る権利」を「匿名性を守る権利」より優先させた判決の理由付けに注目し、赤ちゃんポスト問題や匿名出産制度への影響を論じる論文等も分析した。

さらに、それと平行して、日本の関西地方における赤ちゃんポストを新設しようとする動きとそれに伴う議論を観察した。

(2) 平成29年度

日本の法的および社会的背景等を充分顧慮しながら、平成28年度に得られた成果の日本における当該議論への適用の可能性を、研究代表者および研究分担者の各々の専門分野（倫理学、法学、福祉学等）に応じた視点から検討した。具体的には、

ドイツ現地調査を実施した。本プロジェクトのメンバーがドイツのベルリン大学、ド

イツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省(BMFStJ) pro familia 福祉団体を訪問し、研究者や関係者にインタビューを行い、本研究に関する種々の情報を収集できた。本研究プロジェクトのメンバーが倫理学、法学、福祉学の各専門領域において日独比較を行いながら、ドイツにおける議論や研究成果が日本における当問題の理解や解決に如何に貢献できるのかを検討した。ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省が2017年7月に公開した報告書『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』が本研究テーマにとって極めて重要な基礎資料であるとの判断のもと、ドイツ連邦家族省の承諾を得て、その抄訳を本プロジェクトメンバーで共同で作成し一部を既に公開した。

(3) 平成30年度

日独両国の本研究テーマの学問および政策における現下の動向を考慮しながら、平成28年度および平成29年度に得られた成果を踏まえて本研究プロジェクトの研究成果をまとめ、発信した。具体的には、

匿名による子どもの委託という問題について、「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」、「内密出産」等に見られる「自己の出自を知る権利」に焦点をあて、本プロジェクトのメンバーの各専門分野の視点からの日独比較研究を継続して行い、日独両国における共通点と相違点についても検討した。

日本国内でも議論され始めている「内密出産制度」の導入について、法学をはじめ、倫理学・歴史学・福祉学等の視点からも検討し、日本における「内密出産制度」の導入の可能性と方向性について研究した。

本研究プロジェクトの研究期間内に得られた成果を雑誌論文としてまとめた他、本テーマに関する主要テキスト(ドイツの内密出産制度に関する評価調査報告書)の抄訳を作成し、また、関連専門学会において共同発表を行った。さらに、「内密出産」の研究と実践に関わる日独両国の研究者およびメディアや行政、医療・福祉関係者の交流の場として、熊本大学で一般公開の国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ―新しい母子救済支援の可能性を探る」を開催した。

4. 研究成果

本研究プロジェクトでは、ドイツにおける「赤ちゃんポスト」、「匿名出産制度」、「匿名での引き渡し」という形での匿名による子どもの委託に関する議論においては、「自己の出自を知る権利」が慎重派の最も有力な論拠となっていることを確認できた。さらに、匿名による子どもの委託の諸制度によって、子どもの「出自を知る権利」が侵害されるという批判を背景に、ドイツでは現行の「内密出産制度」の導入に至ったという経緯も明らかにできた。また、ドイツと異なり、いまだに「出自を知る権利」の具体的な法的位置づけに関する議論が決着に至っていない日本において、「内密出産制度」の導入の可能性やドイツの当制度から何が参考になりうるかを検討した。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計17件)

山縣 文治、阪本 恭子、トビアス・パウアー、床谷 文雄、こうのとりのゆりかごと子どもの権利：内密出産制度への展開の可能性、子どもの虐待とネグレクト、査読有、2019、掲載予定

山縣 文治、虐待死を無駄にしないため、発達、査読無、157巻、2019、10 - 15

山縣 文治、社会的養護とは：現状・必要性・課題、小児内科、査読無、51：3巻、2019、291 - 295

床谷 文雄、ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(二・完)、阪大法学、査読有、68：6巻(通巻318)、2019、1109 - 1127

床谷 文雄、ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(一)、阪大法学、査読有、68：1巻(通巻313)、2018、1 - 21

山縣 文治、福祉が向き合うべき命について考える：こうのとりのゆりかごを素材にして、支援、査読無、8巻、2018、43 - 52

山縣 文治、社会的養護のもとで育った子どもの継続ケア、Well おおさか、査読無、37/38

巻、2018、9

山縣 文治、沙耶加、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、1巻、2018、77 - 84

西川 隆義、阪本 恭子、医療人と「こうのとりのゆりかご(赤ちゃんポスト)」、大阪薬科大学紀要、査読無、11巻、2017、39 - 46

山縣 文治、子ども家族の抱える課題とソーシャルワーク、ソーシャルワーク研究、査読有、43:1巻、2017、5 - 16

山縣 文治、子どもの最善の利益と保育、保育の友、査読無、65:10巻、2017、23 - 25

山縣 文治、赤ちゃんポスト 10 年を国はどう評価するか、公明、査読無、140巻、2017、36 - 41

山縣 文治、岡本 凌、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、5巻、2017、70 - 73

山縣 文治、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、9巻、2017、70 - 73

山縣 文治、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、1巻、2017、86 - 89

山縣 文治、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、9巻、2016、82 - 85

山縣 文治、社会的養護当事者の語り、月刊福祉、査読無、5巻、2016、86 - 89

[学会発表](計7件)

山縣 文治、阪本 恭子、床谷 文雄、トビアス・パウアー、日独の赤ちゃんポストと内密出産制度の課題と展望 — 児童福祉、法律、歴史、生命医療倫理の視座から考える、日本子ども虐待防止学会第24回学術集会おかやま大会、2018

Tobias Bauer、ドイツの「妊娠を他者に知られたくない女性」に関する法・制度、厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」第2回検討委員会、2018

阪本 恭子、匿名か内密か — ドイツの内密出産法の成立プロセス、国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ — 新しい母子救済支援の可能性を探る」(熊本大学)、2018

トビアス・パウアー、匿名による子どもの委託の諸制度の問題—歴史的視点からの一考察、国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ — 新しい母子救済支援の可能性を探る」(熊本大学)、2018

床谷 文雄、内密出の法的課題 — 親子法・養子法を中心に、国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ — 新しい母子救済支援の可能性を探る」(熊本大学)、2018

山縣 文治、こうのとりのゆりかご 検証報告書からみる子どもの命・人権、国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ — 新しい母子救済支援の可能性を探る」(熊本大学)、2018

床谷 文雄、妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法的支援、シンポジウム「『妊娠を他者に知られたくない女性への相談支援』を考える」(日本女子大学)、2017

[図書](計4件)

トビアス・パウアー(編) 熊本大学文学部、ドイツの内密出産制度に学ぶ: 新しい母子救済支援の可能性を探る、2018、275ページ、URL: <http://hdl.handle.net/2298/4068>

トビアス・パウアー、阪本 恭子(共訳) 熊本大学文学部、『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査」: 抄訳3([内密出産制度に対する]関係諸機関の立場と期待、相談を受けた女性がおかれている問題状況と相談の手順)、2018、22ページ、URL: <http://hdl.handle.net/2298/40181>

阪本 恭子(訳) 熊本大学文学部、『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基

づいて実施した全ての取り組みと支援に関する評価調査』：抄訳2(内密出産の手順、相談と子どもの委託の諸制度の利用状況)、2017、19 ページ、URL：<http://hdl.handle.net/2298/38843>

トビアス・パウアー(訳) 熊本大学文学部、『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』：抄訳1(目次、まとめ、総評) 2017、14 ページ、URL: <http://hdl.handle.net/2298/38464>

〔産業財産権〕

- 出願状況(計0件)
- 取得状況(計0件)

〔その他〕

国際シンポジウム「ドイツの内密出産制度に学ぶ — 新しい母子救済支援の可能性を探る」
(2018年8月22日・23日、熊本大学) 関連新聞記事

「国内外の識者が内密出産シンポ — 熊本であすから」『読売新聞』熊南 2018/8/21 火・朝刊 31 ページ

「内密出産 独から学ぶ — 熊大でシンポ メリットある」『朝日新聞』熊本全県 2018/8/23 木・朝刊 23 ページ

「内密出産 課題探る — 熊本大で国際シンポ」『熊本日日新聞』三社 2018/8/23 木・朝刊 25 ページ

「内密出産制度 独に学ぶ — 熊大でシンポ 政府職員ら現状と課題語る」『西日本新聞』熊本県 2018/8/25 土・日刊 26 ページ

「構想 10 年 ドイツの内密出産 — 安全な医療提供 子どもへの支援 課題に」『熊本日日新聞』暮し 2018/9/2 日・朝刊 18 ページ

「内密出産 独から学ぶ — 2014 年から実施 熊大でシンポ」『朝日新聞』長崎全県 2018/9/5 水・朝刊 22 ページ

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：床谷 文雄
ローマ字氏名：TOKOTANI, Fumio
所属研究機関名：大阪大学
部局名：国際公共政策研究科
職名：教授
研究者番号：00155524

研究分担者氏名：山縣 文治
ローマ字氏名：YAMAGATA, Fumiharu
所属研究機関名：関西大学
部局名：人間健康学部
職名：教授
研究者番号：10159204

研究分担者氏名：阪本 恭子
ローマ字氏名：SAKAMOTO, Kyoko
所属研究機関名：大阪薬科大学
部局名：薬学部
職名：教授
研究者番号：20423098

(2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。